

「信調だより第 100 号」 の発刊に寄せて

北陸農政局地方参事官(各省調整) 熊谷 徹



昨年 7 月に北陸農政局地方参事官を拝命しました。北陸管内では、上越土地改良建設事務所課長、本局農地整備課長に続き三度目の勤務となります。顔見知りの方も多く「帰ってきました」という感じがしています。引き続きどうぞよろしくお願いします。

「信調だより」第 100 号の発刊おめでとうございます。更に令和 2 年度は信調事務所も還暦（60 周年）を迎えるとのこと、これまでの一つ一つの積み重ねに心から敬意を表すると共に、これからは新潟県を始め北陸地域の農業農村の発展を支え、「頼りになる組織」として地元から愛され続けますようお祈り申し上げます。

この節目の機会に、特に次の時代に向けた二つの話題提供をさせていただきたいと思います。一つは、これまで積み上げてきた土地改良施設の持続的な更新のあり方、そしてもう一つは、その重要性の議論が再び盛んになってきた“地域政策”についてです。

昭和 24 年に制定された土地改良法は、平成 13 年改正（環境との調和への配慮の位置づけ等）、平成 29 年改正（ほ場整備において特別な要件の下で農業者の費用負担や同意を求めずに実施できる制度の創設等）を行ってきましたが、その根幹は大きく変わっていません。（3 条資格者の 2/3 以上同意による受益者の強制参加と費用の強制賦課を行う手続き法（H29 改正除く））。しかしながら、近年の社会条件や農業構造の変化により、特に基幹水利施設の更新において、現時点の 3 条資格者が土地所有者であれ耕作者であれ、50 年程度の長期にわたって将来世代を拘束しうる投資の決断を行う「正当性」、施設の耐用年数に比べて著しく短い償還期間の受益者にのみ負担を強いることの「公平性」が、同意をためらう理由の一つとなっていると言えないでしょうか。これまでは、その時々の方針目的に合わせた農家負担の軽減策を講じることで同意を促してきた感がありますが、財政負担の正当性とも絡んで更なる軽減策にも限界があるように思います。そこで、「国・県が作った基幹施設は国・県が責任を持って改修・変更し、かかった費用のうちの農家負担分はその施設を利用する全ての世代が公平に負担する制度」の検討も必要な時が迫っているのではないのでしょうか。（農業農村工学会誌「水土の知」2017 年 9 月号 P837 荘林・岡島論文に考え方の詳細が示されています。）

次に、最近数ヶ月の新聞報道を見ますと、今年度とりまとめる「基本計画の見直し」に呼応して“地域政策”の議論が活発になっています。1999 年基本法で 4 つの理念が掲げられ、現 2015 年基本計画では「産業政策」と「地域政策」を車の両輪として施策を展開するとされていたものに対し、近年の施策展開に違和感を覚えてきた有識者や農業者からの異論が噴出している感があります。食料・農業・農村政策審議会会長を始め長く農業政策立案に関わってきた生源寺眞一氏が中心となって取りまとめ、2019 年 11 月に農水事務次官に手交された「農村政策に関する緊急提言 20191113」（<https://www.chusankan-f.org/>）はその一例です。その中で「農水省の農村政策は、日本型直接支払のほかは、他府省の施策に比べていかにも



視野が狭く、同省に期待された“総合的な政策の企画・立案・推進”の役割は、全く果たせていない。」と大変厳しい指摘がされています（その上で、やるべきことの提案も）。農村政策推進担当者の日々の奮闘を知る身としては異論もあるところではありますが、これを農水省に対する期待の大きさと捉え、特に「農村振興」に携わる者はしっかり受け止めるべきだと思いますので是非ご一読を。【全くの私的解釈ですが、より多くの方が農林水産業 / 食産業と多様な関わりを持って農村地域で暮らし、普通の生活が営める世の中に転換することが、農林業の多面的機能の発揮と食料の安全保障を通じて都市住民も含む国民全体の幸せにつながる、ということかと。北陸農政局「瑞穂の故郷だより 332 号巻頭言 (2019 年 10 月)」もご参考まで】

文献の引用が続いたので、OECD データを使って G20 諸国における人口 1 人当たり農地面積 (2017 年) を計算した結果を。豪の 17ha/ 人は別格として、加・露・伯・米は 2 ～ 1ha/ 人、仏・中・英・伊・独・印は 0.45 ～ 0.14ha/ 人なのに対して、日本は 0.035ha (約 100 坪) / 人です。“最先端技術”があれば農地は少なくとも大丈夫ですか。「農地と里山里地は国民の総意と努力で守るべきもの」とのコンセンサス作りに更に力を入れるべきではないでしょうか。

「信調だより」も信調事務所も、次の 100 号・60 年に向けた新たなスタートです。過去の積み重ねは非常に大切な財産ですが、“接ぎ木”対策を超えた“根幹”の検討も必要と思います。国の基^{もと}の礎^{いしづね}＝農村振興/土地改良をさらに下支えする調査管理事務所の今後ますますのご活躍をお祈りいたします。

【メモ】

信調だよりの歴史

◆ 平成 2 年 8 月 31 日発刊
「信調だより No. 1」



・今よりも小さい B5 サイズ
で白黒印刷でした

◆ 令和 元 年 9 月発刊
「信調だより No. 99」



・色彩が鮮やかになり、インターネット
でも閲覧が可能になりました